

# 平成25年度 佐野市行政経営方針(要旨)

■問合せ  
政策調整課 ☎(20)3000

本市のまちづくりは、「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」を将来像とした佐野市総合計画に基づいて進めています。この計画を着実に推進するために、平成25年度佐野市行政経営方針を策定しましたので、その要旨をお知らせします。

詳しい内容は、お問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

## 平成25年度 行政経営の基本方針

1. 行政経営システムの推進を図ります
2. 持続可能な財政運営の推進を図ります
3. 総合計画を推進する組織編成と職員の育成を図ります
4. 市民と行政の協働を推進します



## 平成25年度の取り組み

### 事務事業の重点化と見直しの推進

- ・行政評価の結果に基づき、総合計画の方針・目標を達成するために必要な事業の重点化を図る
- ・事務事業については、所管課による評価および外部評価を活用した見直しの推進を図る

### 決算状況を反映した予算編成

- ・決算状況、財政分析指標および行政評価結果に基づき、施策単位の枠配分方式を活用した予算の選択と集中により、財政の効率化を目指す

### 総合計画を推進する組織編成

- ・総合計画後期基本計画を推進する組織編成を検討するとともに、定員適正化計画に基づく簡素で効果的な組織体制の整備を進める

### 総合計画を推進する職員の育成と人事管理

- ・職員の能力向上、自律型職員の育成を図る
- ・人事評価制度の定着と評価結果の処遇への反映を検討する
- ・職員定員の適正化を推進する

### 市の役割の明確化と市民との協働の推進

- ・自治基本条例の制定に向け調査検討を行う
- ・協働事業の拡大に向け職員研修を実施し、環境の整備を図る
- ・市民活動の活性化を図る

### 公共施設管理運営の見直し

- ・市有施設庁内見直し計画に基づき、対象施設の問題点改善を図る
- ・受益者負担について、適正化の指針を策定する

### 民間活力の活用

- ・行政責任の確保と市民の安全性やサービス向上に留意しながら、民間への委託、指定管理者制度の積極的な活用を図り、その効果について検証を行い、今後の方向性を検討する

### 特別職の報酬などの適正化

- ・特別職の適正な報酬のあり方を検討する
- ・市長、副市長および教育長の報酬を引き続き削減し、主幹以上の管理職手当を減額する
- ・時間外勤務の縮減に努める

### 新庁舎の建設

- ・東日本大震災により被害を受けた本庁舎の早急な機能回復を目指し、総合庁舎方式による新庁舎の建設を推進する

## 平成25年度の重点施策

行政評価の結果を踏まえ、政策会議で平成25年度に重点的に取り組む必要があると判断した8施策を重点施策として選定しました。

- ①消防・防災体制の強化
- ②道路・公共交通網の整備とまちなかの活性化
- ③良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進
- ④活力ある農林業の振興
- ⑤活力ある商業・鉱工業の振興
- ⑥企業誘致の推進
- ⑦魅力ある観光資源の開発と整備
- ⑧歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進

# 平成23年度健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という）」により、平成23年度健全化判断比率などについてお知らせします。

## 1 健全化判断比率の状況

本市の指標は、いずれも国が定める基準以下です。本市の財政状況は、財政健全化法では健全段階にあり、同法に基づく財政健全化計画および財政再生計画の策定は不要となります。

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成23年度	— (実質赤字額なし)	— (連結実質赤字額なし)	7.7%	39.2%
早期健全化基準	11.96%	16.96%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

### 【実質赤字比率】

一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

### 【連結実質赤字比率】

全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

### 【実質公債費比率】

一般会計などの実質的な借入金の返済額が、標準的な収入（元利償還金などに係る基準財政需要額算入額を除く）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

### 【将来負担比率】

一般会計などが抱える実質的な負債（特別会計、一部事務組合、第3セクターなどに対するものを含む）の残高が、標準的な収入（元利償還金などに係る基準財政需要額算入額を除く）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

## 2 資金不足比率の状況

各公営企業会計において、資金不足がないため財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定は不要となります。

特別会計の名称	公共下水道事業 特別会計	農業集落排水事業 特別会計	水道事業会計	病院事業会計
平成23年度	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)
経営健全化基準	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%

### 【資金不足比率】

公営企業会計ごとの資金不足額が、事業の規模に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

### ○基準を超えると？

いずれかの早期健全化基準（黄色信号）を超えると「早期健全化団体」になります。それより悪い、財政再生基準（赤信号）を超えると、従来の財政再建団体にあたる「財政再生団体」となります。

また、経営健全化基準を超えた公営企業会計については、経営健全化計画の策定が必要となります。

### ○早期健全化団体になると？

財政健全化計画を策定し、その計画に基づく財政健全化を行います。

### ○財政再生団体になると？

財政再生計画を定め、その計画に基づく財政再生に取り組むこととなります。

総務大臣の許可を得なければ、市債の発行ができません。また、税金や公共料金の増額、市民サービスについて見直しをすることになります。

●財政健全化法に関する資料は、総務省のホームページでご覧になれます。

（総務省）<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/>

### ○財政健全化計画と財政再生計画の実施状況の公表は？

策定された財政健全化計画と財政再生計画の実施状況は、毎年9月30日までに公表されます。

取り組みが不十分な場合は、早期健全化段階では県が市に対し必要な勧告を行います。

財政再生段階では、国が市に対し、予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することになります。

### ○議会や監査委員との関係は？

財政健全化法では、議会や監査委員の役割が重要になります。

(1) 各指標の数値は、監査委員の審査を受けたうえで議会へ報告し、公表しなければなりません。

(2) 財政健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画を策定する際には、議会の議決を経て、市民に公表されます。また、その実施状況を毎年議会へ報告し、公表しなければなりません。

(3) 早期健全化団体・財政再生団体は、その計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、外部監査を受けなければなりません。

■問合せ 財政課 ☎(20)3003